

26 建企第 313 号
平成 26 年 9 月 2 日

(一社) 長崎県建設業協会 会長
(一社) 長崎県中小建設業協会 会長
(社) 長崎県造園建設業協会 会長
(一社) 長崎県ほ装協会 会長
(一社) 長崎県工務店連合会 会長
(一社) 長崎県管工事協会 会長
(一社) 長崎県港湾漁港建設業協会 会長
(社) 長崎県斜面安定技術協会 会長
(一社) 長崎県のり面協会 会長
(一社) 長崎県建造物解体工業会
長崎県建設工業協同組合 会長
長崎県電気工事業工業組合 会長
長崎電気設備協同組合 会長
長崎県管工事業協同組合連合会 会長
長崎県漁場整備開発協会 会長
長崎県造船協同組合 会長

様

土木部長



長崎県建設工事苦情処理手続要綱の一部改正について

長崎県建設工事苦情処理手続要綱について、別紙のとおり改正しましたので通知します。

記

1 入札契約制度の改正内容

- ・苦情申立ての対象に総合評価落札方式における技術提案及び施工計画の項目追加
- ・「事務所の長」を「契約担任者」に修正

2 施行日

平成 26 年 9 月 10 日以降に入札公告又は入札執行通知する建設工事から施行する。